

航海当直基準の一部を改正する告示案に対する主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>停泊中の当直については、海技免状なしで当直が行えることにして頂きたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、今回の告示改正による海技免状受有の義務付けは、航行中に甲板当直を行う者に対して行うものであり、停泊中に甲板当直を行う者に対して行うものではありません。</p>
<p>海技免状受有の義務付けを1年間延長して頂きたい。</p>	<p>海技免状受有の義務付けについては、従来は平成17年4月より実施する予定であったところ、1年間延長し、平成18年4月より実施することと致しました。このことについて、既に1年以上前よりプレスリリース、説明会等で広報・周知させて頂いております。また、海技免状の受有の義務付けに併せ、6級海技士養成促進策が講じられることとなっております。従いまして、今回の制度の施行についてご理解頂きたいと思っております。</p>
<p>機関長の甲板部兼務を認めて頂きたい。</p>	<p>官労使を構成員とする内航船乗組み制度検討会における最終報告(平成15年12月)に基づき、8時間労働の遵守及び適切な航海当直維持など船舶の航行安全の確保の観点から、安全最少定員の概念を導入し、機関部については専任の担当者を配置することとしております。したがって、機関長と甲板部の兼務を認めることはできないことをご理解頂きたいと思っております。</p> <p>特に、最近の内航船海難事故の多発の背景として、適切な航海当直体制の維持がより一層重視されていることを是非ともご理解頂きたいと思っております。</p>

- ※ 類似のご意見については、趣旨を損なわない範囲で、適宜まとめさせて頂きました。
- ※ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正等に関するご意見の募集でお寄せ頂きましたご意見のうち航海当直基準関係のご意見については、こちらで考え方をご報告しております。
- ※ 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係のご意見については、同時期にご意見の募集を行いました「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正等に関するパブリックコメントの募集」の結果において考え方をご報告致します。
- ※ 頂いたご意見のうち、本件に直接関係がございませんでした御意見についても、今後の制度運用の参考とさせていただきます。